

介護サービス事故に係る報告要領

1. 事故報告書の提出先について

原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとします。

メール:kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

郵送先 〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号

大野城市役所 介護支援課 事業所指定指導担当 宛

※メールにおける提出方法について

- ・件名に、【事故報告書提出】と入力してください。
- ・個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。
(例)パスワードを設定して送信する。
誤送信がないよう十分確認する。

2. 報告すべき事故の種類について

○転倒、転落、接触、誤嚥・窒息、医療処置関連(チューブ抜去等)

《死亡の場合》

- ・死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告する。病死であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告します。
- ・利用者が、事故によるけが等が原因で後日死亡に至った場合は、速やかに市へ連絡の上、報告書を再提出してください。

《けが等の場合》

- ・事業者側の過失の有無に関わらず、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告してください。受診しても経過観察等で終了した場合には、報告の必要はありません。

※報告するべきか判断に迷う場合は、市に問い合わせてください。

○異食

- ・口腔内に入ったものについて、嚥下の有無に関わらず報告してください。

○誤薬・与薬もれ等

- ・違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ等が発生した場合に報告してください。
- ・誤薬、与薬もれ等が発生した場合は、直ちに医療機関を受診させる等、必ず医師の判断に基づく指示を仰いでください。(管理者や看護師等が判断することはできません。)

○交通事故、徘徊(利用者の行方不明を含む。)

- ・交通事故は、利用者送迎中に起こったもの等を報告してください。利用者が同乗していない場合の事故は報告不要です。
- ・徘徊(行方不明)は、捜索にあたり外部(家族・警察等)に連絡したものは報告します。

○職員の違法行為・不祥事

- ・利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者の家屋の損壊、飲酒運転、預かり金の紛失・横領など

○事業所の災害被災

- ・自然災害等により、事業所が被災した際に、報告してください。

○食中毒、感染症(インフルエンザ等)

- ・下記①～③のいずれかに該当する場合は、事故報告を提出の上、筑紫保健所に報告してください。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間以内に2人以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 上記2点の場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

筑紫保健所(筑紫保健福祉環境事務所)
〒816-0943 大野城市白木原3丁目5-25
保健衛生課 感染症係 092-513-5584(直通)